

京都、昭49不2、昭50. 3.14

命 令 書

申立人 京都地方地域労働組合

被申立人 南市民センター所長 Y

主 文

- 1 被申立人は、A 1、A 2 の解雇問題について申立人との団体交渉に応じなければなら  
ない。
- 2 その余の請求を棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人Y (以下Yという) は、日本基督教団上鳥羽教会の牧師であったが、昭和47年ごろ辞任した (以下年号の昭和は省略する。)。同人は、44年2月ごろスイスカウンセリングセンター (以下カウンセリングセンターという) の責任者となり、その後同センターの名称を南市民センターと改め同センターを閉鎖するまで同センターの所長の職にあった。その後、社会福祉法人京都国際福祉協力会 (以下福祉協力会という) の理事長、京都市のぞみ学園 (以下のぞみ学園という) の園長となり、現在に至って  
いる。
- (2) 申立人京都地方地域労働組合 (以下組合という) は、45年6月25日結成され、本件  
申立時組合員25名を有する個人加盟の労働組合である。

## 2 学童保育所開設に至るまでの経過

(1) カウンセリングセンター及び南市民センターは、スイス東アジアミッション（以下ミッションという）の援助金によって運営されていた。

ミッションは、スイス国と東アジア諸国との間における経験等の交流の架け橋となることを目的として、明治17年スイス国で設立され、チューリッヒ市に本部を置くスイス国法上の法人である。ミッションは、スイス国教教会からの資金、寄付金等によって社会福祉活動を行っている団体等に経済的援助ないしは助言を与えていたが、日本における被援助団体には京都市にある国際学生の家、西陣市民センター、宗教研究所、滋賀県にある止揚学園、三重県にある愛農高等学校がある。

(2) カウンセリングセンターは、39年4月、京都市中京区にあった診療所鎖閉後、同市南区東九条において診療所、生活相談、精神衛生相談、法律相談及び労働学校、働く仲間の会等の各事業を行うこととして発足した。

当時の責任者はB 1であったが、同人は41年4月スイスへ帰国した。

同月から、当時同志社大学の教授であったB 2（以下B 2という）が同センターの責任者となったが、そのころには上記事業のうち相談事業は地域にとけ込めず、相談件数は年々減少し、牧師のB 3（以下B 3という）がB 2の後任として責任者となつた43年以後は同事業は廃止された。また、診療所の経営も破綻の一途をたどるという状態であった。

(3) 44年2月、B 3、B 2並びにミッションの活動に従事していたB 4（以下B 4という）、B 5及び43年5月ごろB 3から手伝いを頼まれ以降カウンセリングセンターで働く若人を対象とした働く仲間の会を担当していたYは、国際学生の家で前記診療所の閉鎖問題及び同センターの運営全般について話し合った。その際、B 4から「ミッションのほうはこれまでに多額の援助をしてきたが、皆さんのはうは誰一人として責任を負わない。スイスのほうになんと報告していいかわからない」と涙を流し訴えられ、Yはかねてからスイスの善意に対しまともに受けとめようとしない日本人関係者の無責任な態度に腹を立てていたこともあって、従来同センターで責任者として運営

にあたっていた者は手を引くことを条件に同センターの責任者となることを申し出て、出席していた関係者の了承をえたうえミッション側が決定した。その場の話合いで、Yに対する報酬は月35,000円とすることを決め、また診療所は同所の医師C 1（以下C 1という）の身辺整理が終わり次第閉鎖することになった。

(4) A 1（以下A 1という）は、42年4月から44年2月までカウンセリングセンターに週2回事務連絡のアルバイトとして勤務し、アルバイト料として月10,000円を受領していた。

なお、同人は前記話合いには出席していなかった、診療所閉鎖やつぎに述べる学童保育に着手することについては直接関与していなかった。

(5) 44年2月ごろ、Yは43年11月ごろのカウンセリングセンターのミーティングでB 3が提案し、かつ実施することが決定していた学童保育を開始するため京都市との折衝を始めた。同折衝にはA 1も1回出席したが、京都市側がスイスカウンセリングセンターという名称は不適当であり、宗教団体であるミッションに学童保育を委託することはできないとの意向を示したため、Yはカウンセリングセンターを南市民センターに改称することにした。しかし、南市民センターは法人でないため、京都市がY個人に学童保育を委託する形式をとることになった。

(6) 44年2月初め、Yは上鳥羽教会で信者であったA 2（以下A 2という）に対し、南市民センターにきて学童保育を手伝ってほしい、内職をしているよりいいのではないかと申し入れた。A 2はいったんは断ったが、Yがさらに説得したため、A 2は毎日出勤するのは無理だが、それでよければということで承諾した。なお、同人はYから報酬は月20,000円、勤務は日曜日を除き連日午後1時から午後5時までだと言われた。

(7) 同月末、YはB 2から、前記国際学生の家の話合いでA 1はやめさせたほうがよいとの結論になっていたのをまだ同人に伝えていなかったため、Yから話してほしいとの連絡を受けた。そこで、Yは、同年3月5日A 1を自宅に呼び同人の生活について尋ねたところ、同人は、大学は出たがサラリーマンとして働くのは嫌だし、自分は東九条周辺に关心をもっており、ここにはまだ社会福祉関係の仕事の可能性があ

ると思うので留まりたい、10,000円のアルバイト料では生活ができないので日雇いもしたとか言ったので、YはA 1に、「1年間自分に協力してもらって一緒にセンターをつくっていこう」と言った。また、YはA 1に対し、南市民センター全体にくるミッションからの援助金のうちでやりくりした分と自分の報酬のうち10,000円及び京都市からくる学童保育指導員報酬14,500円とを含めて35,000円ぐらいもらえるようすればなんとなるだろうと述べた。これに対しA 1は、少ないが、それでなんとか生活していくと答えた。

その結果A 1は、南市民センターに常勤職員として午前中から勤務することになった。

なお、その際Yは、A 1に内職者の組織化に関する調査、年少労働者や老人問題の発掘等同センターで行うべき事業の構想を述べた。

- (8) Yは、同年3月ごろ、B 4から、南市民センターとして何か事業ができる可能性があればその報告書と予算書をスイスのほうへ送るよう言われたので、予算7,000万円で内職者センター、カウンセリング活動、幼稚園経営等を内容とする構想をミッションに提出した。
- (9) ミッションは、当時南市民センターへ月額10万円程度の資金援助をしていたが、この援助については、Yはミッションに予算並びに決算書を提出していた。
- (10) A 1は、44年3月分給料として京都市からきていた同年3月分の学童保育指導員報酬を含め35,000円を受け取った。
- (11) 同月10日ごろから何日間か、午前9時ごろ業者が南市民センターの学童保育所開設に必要な備品を同センターに届けに来たところ、A 1が出勤しておらず、Yや同人の妻が同センターの戸をあけに行くことがしばしばあった。このことにつきYはA 1に注意したところ、同人が謝ったので、Yはそれ以上言わなかった。
- (12) 同年4月10日、Y、A 1、A 2及びカウンセリングセンターでアルバイトとして従事し、引き続き南市民センターにもアルバイトとしてきていたC 2(以下C 2という)が集まりスタッフミーティングをもち、各自の同センターにおける勤務時間や仕事の

分担を決めた。勤務の日時は、A 1 が月、木、金曜日の午前9時から午後5時まで、火、水曜日の午後1時から午後5時まで、土曜日の午前9時から午後8時30分まで、A 2 が日曜日以外連日午後1時から午後5時まで、C 2 が水曜日の午前9時から午後5時までと金曜日の午後1時から午後5時までとし、また仕事の内容については、午前中は同センターに詰め、午後は学童保育等、夜は建物管理等にあたることとした。Yは火曜日の午前と水曜日の午後出勤することになった。

その際、A 1 は、自分とA 2 は同じ仕事をするのだから報酬は同額でよいと主張した。これに対しYは、A 1 は僕と同じ気持でやってもらう立場にある人だ、A 1 にはA 2 の仕事以外の仕事があるので違って当然だと述べた。

さらにその際、Yが、内職者、年少労働者の仲間づくり、A 2 が識字学級、A 1 が乳児保育等の提案をした。また、YはA 1 に対し、カウンセリングセンターの時代とは異なり、南市民センターを足掛りにして地域のニーズを探り出してほしいと述べた。

なお、報酬について、Yは25,000円、A 1 は35,000円、A 2 は20,000円（内訳は学童保育指導員報酬14,500円、ミッションの援助金から5,500円）との確認がなされた。

その後、学童保育指導員に対し、京都市から1,000円の交通費が支給されるようになったため、A 1 は36,000円、A 2 は21,000円となった。

前記A 1 、A 2 の報酬のうち、ミッションの援助金から支出するについてはYの裁量によりなされた。

### 3 学童保育所開設から閉鎖までの経過

- (1) 44年4月14日、南市民センターで学童保育所の開所式が行われた。
- (2) その後、南市民センターのミーティングで、内職者、年少労働者の仲間づくり、識字学級等について話し合がなされたが、具体的に何を手掛けるかは決定されなかった。また、A 1 は乳児保育に関する運営、経営等について調査したことがある。
- (3) 同月ごろ、Yは南市民センターに出勤簿を備えるよう提案したところ、A 1 は、南市民センターでは支配、被支配の関係はなく、皆同等である。出勤簿を備えることは誰かが管理するという形になり賛成できないと言った。このため出勤簿の話は立ち消

えとなった。

その後、46年4月にYは出勤簿を備付け、A1とA2に毎日押印するよう指示し、両名はこれに従った。

- (4) 45年1、2月ごろ、A1はC2から、Yが、A1はよく休むが彼は彼なりにやっているし、給料も少ないからずっと詰めるようにも言えないと話していたということを聞いた。
- (5) 同年3月ごろ、Y、A1及びアルバイト学生のC3は、京都の南地域で調査活動のため職場訪問を行う必要からカードを作成し、同年5月から前記3名が各職場を訪問した。しかし、この職場訪問にはA1は1回参加しただけで以後参加しなくなつたため、Yが注意したところ無意味だと言ってやはり参加しなかつた。
- (6) 同年3月ごろ、A1、A2、C2はYに対し、年度がわりでもあるので給料をいくらかでもあげてほしいと話した。これに対しYは、B6（以下B6という）と相談してみると述べた。数日後Yから健康保険の加入と退職金の積立をしてはとの話が出た。同年4月に入ってYから、今年はベースアップはない、B6もそれでいいと言っていると述べ、健康保険と退職金の話を再び提案した。
- その後4月17日、Yは中小企業退職金共済事業団へ退職金共済契約の申込み手続きを行った。申込書の被共済者となる者の欄にはA1とA2が記載されていた。なお、Yは牧師の関係で退職金共済や健康保険に加入していた。
- (7) 南市民センターでは、発足以来A1が京都市からの学童保育指導員報酬及びミッションからの援助金が振り込まれていた同センターY名義の預金通帳を保管していたが、同通帳に使用する印鑑はYが所持していたので、同センターで働いている者の報酬は、YあるいはA1が預金をおろし、かつ両名のいずれかが支払っていた。しかし、46年4月初め、A1はYの要求により上記通帳を同人に返還した。
- (8) B6はミッションの日本における社会福祉分野での活動に携わるため、B4の後任として44年8月12日ミッションの在日代表者として来日した。

B6は、日本に来る前にスイス国の教会関係の新聞で、カウンセリングセンターで

は、法律家、社会学者、心理学者等30名が相談事業に従事しているとの情報をえ、こうした活動は有意義であり、また同人の妻はケースワーカーの資格を有していることから、同センターの活動にも役立つのではないかと考えていたが、C 1から、南市民センターでは全く相談事業はやってない、診療所の患者は夜だけ、週に多いときで約10名程度、昼間は学童保育が行われているにすぎないと聞き失望した。

(9) 同年10月中ごろ、B 6はYとともに南市民センターを訪れ、学童保育の現場を見学したところ、当日は4名の学童に、A 1、A 2、C 2の3名がついていた。これを見てB 6は、「4人の子供に3人の先生がついているのは非常にぜいたくだ。南市民センターがやっているのはこのことだけか」とYに言った。

B 6は、ミッションの援助金がほとんど学童保育しか行っていない南市民センターに支出されている状態であるとみて、この旨をミッションに報告した。

なお、学童保育に来る児童は南市民センター開設後半年ぐらいの間は数名程度、それ以降多いときで10数名であった。

(10) 同年11、12月ごろA 1は、YからB 6がミッションの援助する事業として福祉事業に働く人達の訓練センターのような構想（以下新構想という）を有している旨を聞かされた。

(11) 45年8月7日、A 1はYから、「センターは閉鎖になるかもしれない。君も将来のことを考えておいたほうがいいだろう。僕としては君が学童保育だけやっていることに不満なんだ」と言われた。そこで、A 1は同月18日B 6に会い、新構想の内容を尋ねたところ、同人は京都市との連携事業が決まれば今のセンターは廃止する。これから何をするか今のところ定かでないが、希望としては日本に刺激になるようなことをしたい、A 1が希望すれば新センターの一員として雇えるだろうと述べた。これに対しA 1は、学童保育は新構想に含まれるべきだと主張した。しかし、B 6は、「日本で4人かそこらの学童に3人の先生がかかりきりで、1日3時間ほど保育をやっていることにミッションが援助する意味はない。学童保育がかりにセンターでなんらかの意味をもつとすれば、それは他の活動を行う出発点としてとらえ、学童の両親の生活

上の問題等を専門家によってカウンセリングすることだ」、「以後南市民センターの活動あるいは新構想についてはYも計画に参与しているから話し合ってほしい」と言った。

(12) 同月12～13日ごろ、YはA2に、9月にミッションから的人がみえたらもうここは閉鎖に踏み切ることになるだろうと述べた。

(13) 同年9月9日、日本でミッションの理事会が開かれ、南市民センターに対する援助について検討の結果、調査活動的なものを期待していたのに満足になされていない、日本での学童保育活動は日本の政府なり地方公共団体がなすべきもので、ミッションが援助する性質のものではないので、46年3月末日をもって援助を打ち切るとの決定がなされた。

(14) 45年9月、ミッションの理事らとともに来日したチューリッヒ市の代表者C4らは、当時のC5京都市助役らと会った際、社会福祉分野での国際的交流センターに関する提案をし、その具体化が進められたが、その仲介をミッションが行うことになり、上記提案の基本となった新構想の提唱者であったB6が交渉の窓口にあたることになった。

Yは、B6が来日した際、ミッションに提出した構想に伴う予算が2,500万円に削減されたとの返事を聞いた。そこで、Yは前記2(8)の構想を断念し、B6のいう新構想に沿って活動を始めた。

(15) 同年11月6日と16日、YはA1に対し、「京都市が開設しようとしている学童保育所に管理者として移らないか」とすすめた。

(16) 同年12月1日、YはA1に対し、「君をどこかの学童保育所の所長か主任にむかえないかと市の人々に言っておいた。しかし、給与が安いから不足分はミッションからプラスすることでB6とも話し合っている」、「君が学童保育だけやっているのは困る」と言った。

A1は、同月3日市の関係者と会った際、職場をかわる気はないと言明した。

(17) 数日後、A1はYから、「自分の道を閉ざすようなことはしないほうがよい。ケー

スワーカーを雇うというのをミッションが決めたらそれに従うしかない」と言われた。

A 1 が A 2 はどうなるのかと尋ねたところ、Y は A 2 には当分の間は新任のケースワーカーと一緒に学童保育をやってもらうと答えた。

(18) 同月28日、南市民センター近くのレストランで、Y と A 1 らが食事をした際、A 1 は個人加盟の合同労組に入っていると言ったが、Y は何も言わなかった。

(19) 46年1月ごろ、Y は A 1 に対し、「君がどうしても頑張るなら A 2 にやめてもらわんならんかもしれん。この際 B 6 のいうのを受けといたほうがよい」と言い、さらに、「君は仕事もせずにここに残ると言えた義理じゃないよ」と言った。

(20) 同月中ごろ、Y は A 1 に、「僕は9月にスイスに世界教会会議研修のため1年間留学する。君は3月でどうしても駄目なんだ」と言った。そこで A 1 は、「ここに残る。A 2 も一緒にやりたいと言っているし、僕もそうしたい」と言った。また A 2 が、「A 1 が駄目だったら誰とするのか」と Y に尋ねたところ、同人は、「ケースワーカーが入るので、2人でしてもらう」と答えた。

(21) 同年2月、Y は南市民センターが存在する地域の小学校を訪れ、校長に、同センターを閉鎖し学童保育を廃止する方針であることを告げ、同センターにおける学童保育廃止に伴う学童保育の今後の継続方法につき話し合った。

(22) 同年3月ごろまでに、A 2 は Y から A 1 について、「ここの仕事は開拓していくべきやならないんだけど、その点について彼は非協力だ」と何度も聞かされた。

(23) 同月8日、A 1 は Y から職を探しているかときかれ、前に言ったとおりだと答えると、「同人は、こうなるのを一番おそれていた。君が頑張ると言っても、ミッションは一緒にやってもらえる専任がほしいのだ。新しい事業にも着手しているのだから、僕の誠意がわかつてもらえないならしかたない」と言った。そこで、A 1 が給料問題かと尋ねると、Y は市からくる金だけになると言った。A 1 は B 6 を含めて話し合いたいと Y に言った。

(24) 同月18日、B 6 と同人の妻は Y とともに南市民センターで A 1 、A 2 に会った。その際 A 1 は B 6 に、同人の構想のなかに学童保育を含めるよう主張した。これに対し

B 6 は、「それではミッショ n が A 1 のために援助を続けることになるからナンセンスだ。この責任は Y だ。3 月末で仕事が終わりであることを知っているはずなのになぜほかの学童保育の仕事にかからないのか。京都市とか Y が君の新しい職を探している。なぜそれを受け入れないのか」と尋ねたところ、A 1 は、「私はこの学童保育所で働きたい」、「この学童保育は続けなければならない」と答えた。さらに B 6 は、「社会福祉の国際的な交流センターをつくる準備のため、英語が話せ、社会福祉の専門のトレーニングを受けたケースワーカーで秘書の役割をする人がいる。4 月からミッショ n の金はそういう人を雇うために使う必要がある」と言った。

なお、A 2 に対しては新しいケースワーカーの人と一緒に学童保育をやってもらうとの話があった。

(25) 同席上 B 6 は、A 1 に対し、新しい仕事をみつけるよう期間を与えてあるのにまだみつかってないらしいが、同人がこれからずっとやっていけるような仕事を本気で探すこと、ミッショ n からの金が 3 月末で打ち切られるが、京都市からの支給額だけ働くこと、という条件で、Y の同意がえられるなら 5 月まで今の状態で続けたらどうかと提案した。Y はこの提案に同意した。A 1 は組合に相談した結果、組合としてこの問題に対処せねばならないとの結論になった。

(26) 同月末ごろ、A 2 は Y から学童保育指導員報酬が 4 月から増額されると聞かされた。

(27) 同年 4 月 1 日、組合は A 1 の名で、「首切り反対、コロコロかわる事業計画の犠牲にされてはかないません」と題するビラを学童保育指導員や基督教関係者に配布した。

(28) 同月 7 日及び 14 日、Y は京都市民生局の担当とともに南市民センターが存在する地域の小学校長に会い、同センターが学童保育から手を引いた後の同地域の保育事業について話し合ったところ、地域の社会福祉協議会においてこれを取り上げてもらうことにするとの回答があった。

(29) 同月 11 日、組合は A 1 の名で、「首切り反対、撤回の最終確約を！そして減給反対」と題するビラを、京都市東山区の円山で行われた早天祈禱会、上鳥羽教会等で配布した。

- (30) 同月13日、YはA 1に「やめさせると言ったことはない」と言い、また「11日のビラはB 6にとって非常にショックだった。彼は今すぐでもやめてほしいという気持を表明している」と言った。
- (31) 同月15日、B 6とYは南市民センターを訪れ、A 1に前記のビラにつき抗議したところ同人は、「ミッションに南市民センターの援助を打ち切る権利はない」と言った。
- (32) 同月24日、A 1は、毎月21日に支払われていた報酬が未だ支払われていないのでYに電話したところ、ミッションからの援助金が打ち切られたのでそれから支払う分は支払わないと言われた。そこで、A 1はこの旨を組合に報告し、組合は減給問題として直ちにYに団体交渉（以下団交という）を申し入れることになった。
- (33) 翌25日、組合はYに対し同日付けの団交申入書を同人の妻に手渡した。また、同日組合はA 1の名で、「『減給→首切り→閉鎖』反対、所長は地域労組との団交に応じよ」とのビラを配布した。
- (34) 同月26日、YはA 1に4月分の学童保育指導員報酬21,000円と、4月分の教材費を渡した。その直後、組合の代表者A 3（以下A 3という）らがYに会い団交を要求したところ、YはA 3の本名がA 4であることを知っていたので、「A 3というのは偽名じゃないか。偽名を使わなきゃならないような組合とは話をしない」、「A 1に支払っているのは賃金ではなくお礼だ。協力費だ。A 1は奉仕人で協力者だ」、「労働委員会とか裁判所という筋を通せば団交に応じる」と言った。
- なお、同日Yは、A 2が組合の組合員であることを初めて知った。
- 当時南市民センターにはYが同センターの事業に使用できる剰余金が30～40万円程度あったが、YはA 1に4月分の報酬としては学童保育指導員報酬分しか支払わなかつた。しかし、A 2には従来どおり21,000円を支払った。
- (35) 同月27日、組合は「首切り反対」、「減給反対」、「閉鎖反対」とのビラを南市民センターの窓ガラスに約50枚はつた。翌28日、B 6はYから連絡をうけ、同センターに行き同センターにはられたビラをはがした。
- (36) 同月30日、Yは学童の父兄あてに、「A 1が学童保育以外の活動を放棄してきたため、

他の職場に移ってほしいと頼んだが同人がこれに応じないので、4月からは学童保育の報酬のみ支払う旨予告したところ、同人はこれを不当労働行為として組合に加盟し、Yに団交に応じ、報酬の減額を撤回することを求め、子供を争いに巻きこんできたため休所したい。A2については、1月などは2～3日の出勤日数にもかかわらず従来どおりのお礼を渡しており、今年度も昨年度と同額を渡すことにしたところ、同人はこれを不当として、労働問題として組合に訴え、A1に行動をともにしているので、なんらかの対策をたて解決にあたりたい」との趣旨の文書を送付した。

同日組合は、再度同月27日のビラと同一内容のビラを南市民センターに約80枚貼付した。

(37) 同年5月1日、B6を伴って南市民センターを訪れたYは、A1に、「明日から仕事をお願いしないし、学童保育を休むことに決定している」と言った。これに対しA1が、「自分を解雇し保育所を閉鎖するのか」ときくと、Yは「学童保育はやめないがA1にはやってもらわない」と言った。さらに、YはA1に、「昨年8月以来話し合ってきたが、3月31日で南市民センターをやめてもらうべきところ1か月の猶予を与えた。過去2年間の仕事依頼の拒否、不履行等の理由により、明5月2日からいっさいの仕事をしてもらわないことにする。建物への出入りもいっさいお断りする。センターの鍵と印鑑を返してほしい。5月分の学童保育指導員報酬は支払う。これに応じない場合は5月25日に郵送する」との趣旨を記した書面を読み上げ、これをA1に手渡そうとした。これに対し、同人は「そんなのは通用しない。正式に組合を通してほしい」と言った。Yは、「組合は関係ない。個人としてはいっさい会わないから、裁判所なり労働委員会を通してほしい」と答えた。

それから、YがA2に向って話しかけたところ、同人は、「私とA1とは同じことをずっと一緒にしてきたのにA1だけがどうしてくびにならなければならないのか」と抗議した。YがA2に、「あなたはA1とでないと仕事ができないか」と言うと、A2は「どなたとでも同調はしていけるが、センターのなかでは男手が必要だ」と強調し、A1と同じことをしてきたのだからA1だけの罪ではないと言い張った。Yは、

「A 2 に対して私たちは十分心もくばってきた」と言い、最後に「A 1 と一緒に持なら明日からきてもらわなくて結構だ。5月分のサラリーはA 1 と同じように差し上げる」と言った。

なお、A 1 はYから鍵と印鑑の返還を求められたのに対して、自分は仕事を続けるつもりなので返還の必要がないと言って応じなかつた。また、5月分の報酬についてはA 1 、A 2 とも受領を拒否した。

(38) A 1 、A 2 は、同月 2 日以後南市民センターに行ったが鍵がかかっていたため、同月 4 日以降22日まで屋外で学童保育を続けた。その間児童は少ないときで10人ぐらい、多いときで13~14人来ていた。同月24日、A 1 らはYから学童保育を同センターで再開すると聞かされた。

その後Yは、南市民センターで、A 1 、A 2 以外の者によって学童保育を行っていたが、同年7月21日京都市との間で正式に委託関係を解消し、同月27日学童保育廃止届を提出した。

(39) 同年 5 月14日、組合は当委員会に団交促進と、A 1 、A 2 の解雇撤回につきあっせん申請を行ったが、Yがあっせんに応じなかつたため、同月27日打切りとなつた。

また、組合は同月19日、当委員会にA 1 、A 2 の解雇は不当労働行為であるとして救済を申し立て、当委員会は京労委46年（不）第 7 号事件として審査した結果、47年4月 7 日付で申立を棄却するとの命令を発した。

組合は、当委員会の命令を不服として京都地方裁判所（以下京都地裁という）に命令取消の行政訴訟を、さらに、A 1 、A 2 の地位確認を求める訴訟をそれぞれ提起し、いずれも現在京都地裁で審理中である。

(40) 45年8月10日、前記 3 (12)の交流事業の話が具体化し、京都市とチューリッヒ市との間で年度内に国際福祉センターを京都市内に開設することの合意が成立した。その後47年に、社会福祉事業法にもとづく社会福祉法人の設立が認められ、48年3月15日福祉協力会が設立された。同年10月 1 日、同会は京都市から精神障害者授産施設としてのぞみ学園の経営を委託された。その後、同会は国際福祉センター（以下福祉センター

という）を開設した。同センターにおける事業内容は社会福祉従事者の研修、社会福祉インフォメーション、出版等である。

#### 4 本件申立に至るまでの経過

- (1) 48年1月30日、組合と南市民センター解雇撤回闘争委員会代表A1（以下闘争委員会という）の名で、A1、A2両名の解雇撤回、原職復帰を内容とする団交申入書をYあてに郵送した。しかし、A1らは回答指定日の2月3日までにYからなんの返答もなかったためYに電話で問い合わせたところ、同人は団交を受ける資格がない、法廷で争っているので会う必要はない、として団交申入れに応じる意思のないことを明らかにした。
- (2) 組合と闘争委員会は、再度前記と同内容の3月8日付団交申入書をYあてに郵送したが、同人からなんの回答もなかった。
- (3) 同年7月8日、A1らは組合と闘争委員会名で前記と同内容の団交申入書をYの自宅へ持参したが、同人が不在のため同人の妻に手渡そうとしたが、受取りを拒否された。
- (4) 同年9月17日、工事中ののぞみ学園にA1ら数名が訪れ、Yに団交を申し入れたところ、同人は裁判所にかかっているから団交できないと答えた。その後同月24日、A3が電話でYに団交を申し入れた。これに対し、Yは「話合いはやらなきやいかんと思っているが、その日時と場所については弁護士と相談するので返事は待ってほしい」と答えた。  
A3は、同月26日電話で再度Yに団交を申し入れたが、同人はまだその時期でないと答えた。
- (5) 同年10月1日、のぞみ学園の竣工式当日、A1ら3名が「解雇撤回、南市民センター学童保育所の再開」、「Y所長は団交に応じよ」との内容のビラをもって会場受付にいたYに団交を求めたところ、同人は「何しに来たのか。出て行てくれ。3回言ったら警察を呼ぶ」と言った。A1らが「警察を呼ぶのだったら呼んだらいいだろ」と言うと、Yは出て行ってくれと2回ほど言い、電話のある方向へ行きかけたので、A

1 らはそういう応対をされるなら何回でも来ると言つて引き揚げた。

(6) 49年1月10日、午前10時から福祉センターの竣工式が行われたが、当日の午前9時ごろA 1 ら数名は旗や立看板を立てたり、式に出席するために来た人にビラを手渡したりした。Yは到着した市長やスイス総領事ら来賓の応対におわれていたが、10時10分前ぐらいになってA 1 らが式場内へ入ってきたので、Yは困惑のあまりA 1 らを外へ連れ出し、A 1 にどうしたらしいのかとくと話合いだと言つたので、君となら話しあう、ただしすぐ立看板や旗を引き揚げてくれと言い式場へ入ろうとすると、A 1 が書面にしてくれと言つたので、Yは「A 1 兄、お会いすることを約束します」と走り書きした。さらに、A 1 が団交申入書に回答は来週中となっているので期日を入れてほしいと言つたので、Yは「1月10日」と記し、さらに捺印を求められたのでサインした。その時、当日出席していた西陣市民センター所長で、福祉協力会の監事であるC 6 (以下C 6 という) がYに早く席につくようにといって近づいてきた。そこで、A 1 はC 6 に立会人として署名を求めたところ同人は前記書面に署名した。さらに、A 1 が前記書面を組合あてにしてほしいとYに要求したので、同人はこれに応じ「地域労組殿」と書いた。しばらくしてA 1 らはシュプレヒコールをし、式典の途中から式場に入った。そして、A 1 らのそばにいたYに「約束を守ってくださいよ。組合との団交ですよ」と念を押し、Yがうなずいたのをみて引き揚げた。

なお、当日闘争委員会名で「Yは解雇を撤回せよ！保育所を再開させよ！桃山へ逃げてきて何が祝新センター竣工や」と題するビラを会場周辺に配布したり、立看板20枚を立てた。

(7) 同月15日午後8時ごろ、A 3 はYに電話し、団交の場所、時間等につき問い合わせたところ、同人は、旗と看板を、撤去しなかったから会わない、また、組合の名まえは強要されて書いたものであるから団交する意思はない、A 1 とは個人的に会うと答えた。その後A 1 ら5～6人は、Yが1月10日の約束を破ったとして、午後9時ごろ、当時Yと家族及びのぞみ学園の女子職員2名が住んでいる福祉センターを訪れた。A 1 、A 3 らはYに団交しようと呼びかけたところ、同人が二階の窓から顔を出したの

で、A 1 が「直ちに旗と看板を撤去するという条件で団交に応じるという約束があつたか」となじったところ、Yは「団交する意思はない。帰ってくれ」と言って窓を閉めた。A 1 らはその場で、Yはわれわれとの団交に応じよ、とのシュプレヒコールをして20~30分後に引き揚げた。

(8) 同月16日夜、C 6 はA 3 から、1月10日YがA 1 に会うと署名までしているのに会わないと言っている、との電話を受けた。C 6 はYに電話で尋ねたところ、同人は弁護士とも相談した結果会わないことにしたと述べた。

(9) 同月18日、A 1 ら数人は同月10日以後の経過を記したビラを福祉センター周辺に配布した後、午後7時すぎ同センターを訪れた。A 1 がインターホンを通じて団交を申入れにきた旨声をかけたが建物内は消灯されていてなんの応答もないので、その間インターホンを押したり窓をたたきながら建物の周囲をめぐり歩き、「Yは団交に応じよ。A 1 、A 2 の解雇を撤回せよ。南市民センターの学童保育所を再開せよ」とのシュプレヒコールをし、窓ガラスにビラ20数枚を貼布して引き揚げた。

A 1 らは帰る途中で遅れて来たA 3 に会い、福祉センターに電話し再び団交申入れに行くと告げ、午後9時ごろ同センターに行った。インターホンでYに来意を告げ、口々に「Y出てこい」と言いながら窓や戸をたたいた。Yはこの様子を二階の窓から見ていたが、なんの応答もしなかった。その間インターホンが絶えまなく鳴りYの子供が泣き出したりした。このような状態がしばらく続いた後、A 1 らは前記と同様シュプレヒコールをして帰った。

C 6 は、当日午後10時前後にYから、「A 1 らが今来ていてひどいことをしているが、どうしたらよいのか」との相談の電話を受けた。その際受話器を通してインターホンを連打する音や窓をたたく音が聞こえてきた。さらに、Yは「ガスや電気が切られた。ヒーターは全部とまっている。女の人が風呂に入っていたが風呂場の窓もたたかれ、子供もおびえている。大変なことなので警察を呼んだほうがいいだろうか」と言った。C 6 は「そういう状況であるなら弁護士と相談して、警察を呼ぶのもいたしかたがないのではないか」と言った。

その後、A 1、A 3 らは、Y とは学生時代の知己で当時日本労働組合総評議会滋賀地方評議会オルグのC 7 (以下C 7 という) 宅に立ち寄り、解雇等の経過を話した後、同人を伴い午後11時ごろ三度福祉センターを訪れ、インターほんを通じて団交申入れにきたと告げたが、Y からはなんの応答もなく、しばらくして同人が姿を現わしたので、A 1 が「C 7 が話したいと言って来ている」と伝えると、Y は「今日は疲れているから、C 7 には僕から電話すると伝えてくれ」と言ってすぐ中へ入った。A 1 らはその後間もなく引き揚げた。

- (10) 翌19日昼ごろ、A 1 は福祉センターにY を尋ねインターほんを通じて出てきたY に「団交をどうするのか」と聞くと、やらないと言われた。A 1 が「A 2 のことはどうするつもりか」とのやりとりをしているところへ同センターの中から警官4人が出てきてA 1 に対し、前夜の出来事について事情を尋ねたが、A 1 らの説明を聞いて引き揚げた。
- (11) 同年4月29日、A 1 と組合の組合員らが団交申入れのため福祉センターに行き同センターの周囲に看板を立てていたところ、Y が出てきて敷地内に立てないでくれと言った。A 1 らが、団交に応じるよう申し入れたところ、Y はやらない、と言って中へ入ったため、A 1 らはビラをはって帰った。
- (12) 同年5月1日、A 1 ら3名はY に団交を申し入れるため福祉センターへ行きY に面会を求めたが、なんの応答もなかつたため、A 1 、A 2 の解雇撤回、学童保育所再開、団交に応じよ、との内容を記したビラ20枚をY の妻の制止もきかずにはり終えたところへ警官3人が来てビラをはってはいかんと注意した。その日はY が留守であったため、A 1 らはしばらくして引き揚げた。

## 第2 判断

### 1 申立人の主張

- (1) A 1 、A 2 は、46年5月1日、Y により組合活動を理由として解雇された。そこで組合は、Y に対し、両名の解雇に関し再三にわたって団交を申し入れたが、Y はこれを不当に拒否している。48年以降に限っても組合は、同年1月30日、3月8日、7月

8日、9月17日、同月24日及び49年1月10日に団交を申し入れたが、Yはいずれも拒否している。

- (2) 被申立人はYとA1、A2との間に労使関係がないと主張するが、Yは、A1、A2の採用及び賃金の決定を行い、また、両名の仕事につき指揮監督するとともに、業務の遂行及び勤務態度について点検を加えたり、注意を与えてきたのであるから、Yと両名の間には労使関係が存在する。
- (3) 被申立人は南市民センターは消滅したと主張しているが、同センターは福祉協力会に承継されることによって発展的に解消したものであり、そのことを別にしても、A1、A2が同人らの解雇につき労働委員会や京都地裁で争っているのであるから同センターの清算は終了していないのであって、同センターは消滅していない。
- (4) 被申立人は組合の求める団交事項であるA1、A2の原職復帰がYにとって不可能事であるから団交応諾拒否の正当事由になると主張しているが、南市民センターの事業を承継している福祉協力会に同人らの復帰を行えないことはない。

また、被申立人は組合の団交申入れの目的、態様の面で団交を拒否する正当事由を有していると主張するが、組合は被申立人のいうような意図を有しておらず、また、申入れの態様についての被申立人の主張は正当な組合活動に対するいいがかりにすぎない。

## 2 被申立人の主張

組合から、Yに対し申立人の主張のとおり団交申入れがなされ同人がこれを拒否しているのは認めるが、以下の理由で同人が同申入れを拒否していることは不当労働行為にはあたらない。

- (1) YとA1、A2との間に労使関係は存在しない。
- 南市民センターは、YとA1が対等の地位にたつ協同関係のもとに発足し、両者が協同してその運営にあたってきたこと、A1の怠慢のため同センターの事業が学童保育に事実上限られたのであるが、この学童保育に従事する指導員の使用者は必ずしも明らかでなく、あえていえば学童保育事業の委託者である京都市と考えられること、

Yはミッションからの援助金と京都市からの学童保育指導員報酬をそのままA1、A2に手渡していたのでそこに裁量の入り込む余地はないこと等からすると、Yと両名との間に労使関係のないことは明らかである。

(2) 申立人が団交申入れの相手方とする南市民センターは消滅しているから、Yがこの団交申入れを拒否するのは当然である。

すなわち、同センターは、46年7月21日、京都市との間で正式に学童保育委託関係を解消して消滅した。また、現在Yが理事長である福祉協力会はチューリッヒ市と京都市との合意で発足したものであるから、同会は南市民センターを承継したものではなく、同協力会が運営するのぞみ学園も同センターとは無関係である。

要するに、申立人のなす団交の相手方は存在しないのである。

(3) さらに、Yは上記(1)、(2)のほか、つぎのとおり申立人の団交申入れを拒否する正当事由を有している。

#### ① 団交の交渉事項の実現不可能性

上記(2)のとおり、南市民センターはすでに消滅しており、かつ福祉協力会やのぞみ学園は同センターと全く無縁であるから、組合が一貫して要求しているA1、A2の原職復帰の実現は、Yにとって不可能事に属する。

#### ② 団交申入れの目的の不当性

申立人の団交申入れの真の目的は、Yを困惑させるため意地でやっているにすぎないのであるから、同人はかかる団交に応ずる義務を有しない。

#### ③ 団交申入れの態様の違法性

組合の団交申入れの態様は暴力的である。

まず、46年9月Yが主宰する礼拝中の教会に乱入し、礼拝を妨害して以降、申立人の暴行、脅迫の程度はさらに強められ、福祉センターの竣工式でYを困惑させ、団交応諾書の作成を強要した。このようにしてなされた約束を後日同人が取り消すのは当然である。さらに、組合は、49年1月18日夜8時以降11時までの間、同センターに対し3回にわたり襲撃を加え、全ての窓をたたいたり、大声で「Yを殺せ」

などと叫んだりするだけでなく、ヒーター用の電気引込み線やガスの元栓を切るなどしてYらの生命に危害を加えるなどの行為をしたのであり、これは正当な組合活動の限界を著しくこえるものであって断じて許されるべき行為ではない。このような暴力的形態を伴う団交申入れに対し、Yは応諾する義務を有しない。

### 3 当委員会の判断

#### (1) 労使関係の存否について

A 1、A 2 が南市民センターにおいて主として学童保育の仕事に従事し、労務の対価として月々一定額の報酬を受領していたことは争いのない事実である。ところで、A 1 については、前記認定 2(7)のとおり、同人が同センター発足に際し、Yから同センターの事業の構想を聞かされ協力を求められてその一員に加わり、その後また同センターの運営についてYから自分とともに同じ気持であたってもらいたいと言われていたこと、前記認定 3(3)の出勤簿を備えつけようとのYの提案に対するA 1 の発言及び同センターの事業が社会福祉事業に属することからすると、Yと A 1 の関係が典型的な労使関係とは異なり、被申立人のいうような純然たる協同関係とまではいえないが協同関係的要素とみられるようなものを含んでいたことを否定することはできない。

しかしながら、前記認定 2(3)、(5)のとおり、Yは、B 2、B 3 らカウンセリングセンターの責任者にかわって同センターの責任者となり、かつその名称を南市民センターと改め、同センターの事業としてまず学童保育事業を手がけることにして、京都市と折衝し、自らその受託者となり、さらに、前記認定 2(8)、(9)のとおり、同センターに対する援助金をミッションに申請するとともに、7,000万円の予算で長期的な同センターの構想案をミッションに送付するなど、同センターの設立の基盤を築いたことが認められる。これに反し、A 1 は、カウンセリングセンター時代、月額10,000円のアルバイトとして各パートの事務連絡係の業務に従事してきたにすぎず、診療所閉鎖や南市民センターの事業構想などの基本方針には直接参与していなかったのである。このような同センター開設時におけるA 1 との立場の差異にもかかわらず、Yは同センターの運営についてA 1 を協同的なスタッフとして処遇しようとしたことは前記認

定のとおりである。ただ、前記出勤簿に対するA 1 の発言は、同人に協同者的意識があつたのではないかとの疑問を抱かせるものの、これのみでは同人がYの要望に応じ、同人と全く対等の協同者的立場で同センターを運営していこうという考え方までも當時有していたと断定することはできない。

その後、前記認定2(11)、(12)、3(5)、(11)、(13)、(37)のとおり、A 1 はミッションの期待する調査活動に参加することを拒み、もっぱら学童保育のみに従事し、しかも日常の勤務を、Yが指示したとおりに行わなかつたこと也有つて、次第に同人の不満がつのつていたこと、前記認定3(6)のとおり、45年3月ごろ、A 1 、A 2 らがYに対し、賃上げを要求し、Yがこれに応じないかわりに、健康保険と退職金積立共済の加入の提案をしたこと、また、前記認定3(9)以下のとおり、45年秋ごろから学童保育事業のみを行う南市民センターの方針に対するミッションの不満が高まり、援助金打ち切りを予告されるに及びYは、いち早くB 6 の提唱する新構想に同調し、学童保育所の閉鎖を決意したが、A 1 がこれに強硬に反対したため、他への転職を熱心にすすめ、さらに46年3月末でミッションからの援助金が打ち切られたことを理由に、当時南市民センターにはYが自由に使用できる資金が30～40万円あるのにA 1 の報酬を一方的に減額し、加えて前記認定3(3)のとおり、同年4月ごろには同センターに出勤簿を一方的に備えつけ、そして、同年5月1日には同人に一方的に就労の拒否を申し渡すにいたっている。

以上の経過は、YとA 1 との関係についてみられた当初の協同関係的色彩が次第に薄れていったことを示している。他面、南市民センターの発足にあたつてのYの責任的地位並びに同人が同センターの運営について主宰者的役割を演じていたこと、その後の同センターの事業の方向についても新構想の受け入れにつきA 1 に協議することなく決定したこと、同人がこれに反対したので熱心に転職をすすめたこと、同人の勤務全般にわたり命令的な指示を与えるようになったこと等からみると、両者の間に本来存在していた使用従属関係が漸次表面化していったことが推認される。

つぎに、YとA 2 の関係については、A 2 が南市民センターで就労するに至った当

初の事情、同人の同センターの事業運営に対するかかわり等からみて、YとA1の間にみられるような協同関係的色彩はほとんどみられず、その他労使関係を否定するような事情は証拠上見いだすことができない。

被申立人は、A1、A2の報酬の決定にYの裁量の入る余地がなかったことを労使関係不存在の一つの理由に揚げるが、Yがミッションからの援助金の一部をさいてこれを両名の学童保育指導員報酬に加えたことは前記認定2(6)、(9)のとおりである。また、被申立人は、学童保育所に勤務する指導員の使用者は不明であると主張するが、Yが京都市から学童保育の委託を受け、A1、A2らを使用して学童保育事業を営んでいた以上、同人らとの関係ではYが使用者であることは明らかである。

以上のとおりであるからYとA1、A2との間に労使関係が存在しないという被申立人の主張は採用することができない。

## (2) 団交拒否の正当事由の有無について

申立人が前記のとおり、再三にわたってYに団交を求めたが、同人が一貫してこれを拒否したことは両当事者間で争いのない事実であるから、Yがこの団交申入れを拒否したことに対する正当な事由が存在するか否かにつき判断する。

### ① 南市民センターの存否について

南市民センターにおける学童保育事業が46年7月27日に廃止されたことは前記認定3(38)のとおりである。申立人は、福祉協力会やのぞみ学園が同センターの事業を承継しているようにいうけれども、福祉協力会等は別法人であって、同センターとは事業内容、組織も全く異なり、事業の同一性、連續性を認めるにたる証拠はない。

しかしながら、前記認定3(39)のとおり、組合が、A1、A2の原職復帰を求めて、Yを相手取り、当委員会にあっせん申請及び救済申立を行い、同申立に対する当委員会の棄却命令を不服として京都地裁で争い、また、両名が地位確認を求める訴訟を提起して現在係争中である以上、YとA1、A2との労使関係が消滅したとのとはいはず、その限りで、Yは団交の当事者としての適格を有しているものとい

わざるをえない。

② 団交申入事項の実現可能性の有無について

一般に、団交要求事項が不可能事であることが一見して明白な場合はともかく、単に実現が困難であるというだけでは使用者は団交に応ずる義務を免れないと解されるところ、本件において、A 1、A 2 の解雇撤回、学童保育事業の再開及び原職復帰を求める組合の要求事項のすべてが一見して明白に不可能事に属するものばかりであると断定することはできないから、この点に関する被申立人の主張は採用することができない。

③ 団交申入れの目的について

A 1、A 2 の解雇については、現在京都地裁で係争中であること前記認定のとおりであるけれども、そのことは当事者間で自主的に団交で解決をはかることを妨げるものではなく、申立人が単にYを困惑させることのみを目的とし、意地だけでやっていると認めるにたる証拠はない。

④ 団交申入れの態様について

前記認定 4(6)の団交応諾書は、組合がYの困惑に乗じて強要して書かせたものであるから、かような約定に格別の意義を認めることはできない。また、49年1月18日の件については、前記認定 4(9)のとおり、組合はYがいったん団交応諾書を書きながら、それを破棄したとしてこれに対する抗議の行動として同日の行動に及んだというのであるから、その前提に問題があるうえ、同日の行動は私生活の平穏を必要以上に乱すもので正当な組合活動の範囲を逸脱しているといわざるをえない。もっとも、組合が上記のような行動をとるにいたったのは、Yがかたくなに団交を拒否し続けてきたことによるものとみられるけれども、だからといって、上記行動が正当化されるものではない。従って、Yが同日の団交要求を拒否したことには正当な理由があったということができる。しかし、そのことから直ちに組合の団交申入れを以後いっさい拒否してもよいということとはならないのであるから、この点に関する被申立人の主張は結局採用することができない。

以上のとおりであるから、YはA1、A2の使用者として両名の解雇問題につき  
団交に応ずる義務があると認めざるをえず、これを拒否した行為は労働組合法第7  
条2号の不当労働行為に該当するといわざるをえない。

なお、組合は、南市民センター等において謝罪文を掲示すること及び京都新聞へ  
公告することを求めていたが、本件の救済は主文のとおり命令することにより必要  
にして十分と考える。

よって、当委員会は、労働組合法第27条、労働委員会規則第43条により主文のとお  
り命令する。

昭和50年3月14日

京都府地方労働委員会

会長 岡 部 利 良